



令和4年11月9日

各 位

会 社 名 株式会社アビスト
代表者名 代表取締役社長 進 顕
(コード：6087、東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営管理部門長 鈴木 和幸
(TEL 0422-26-5960)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月23日開催予定の第17期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

(1) 2022年9月14日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第17期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会による監督機能の強化ならびに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、規定の新設・削除に伴う附則を設けるものです。

(3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月23日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年12月23日(予定)

以上

【別紙】変更の内容

現行定款	変更定款案
第1章 総 則 第1条～第4条（条文省略）	第1章 総 則 第1条～第4条（現行通り）
第2章 株 式 第5条～第11条（条文省略）	第2章 株 式 第5条～第11条（現行通り）
第3章 株主総会 第12条～第13条（条文省略）	第3章 株主総会 第12条～第13条（現行通り）
第14条（株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 に記載または記録をすべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところに従いインターネットを 利用する方法で開示することにより、株主に対し ても提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第14条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供措 置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第17条（条文省略）	第15条～第17条（現行通り）
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条（条文省略）	第18条（現行通り）
第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、15名以内とする。 （新設）	当社の取締役（監査等委員であるものを除 く。）は、15名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役（以下、 「監査等委員」という。）は、4名以内とする。
第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任す る。	第20条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを 区別して株主総会の決議によって選任する。
第20条2及び3（条文省略）	第20条2及び3（現行通り）
第21条（条文省略）	第21条（現行通り）
（新設）	2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期

現行定款	変更定款案
	は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第22条（代表取締役および役付取締役）	第22条（代表取締役および役付取締役）
代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
第22条2（条文省略）	第22条2（現行通り）
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（条文省略）	第23条（現行通り）
第24条（取締役会の招集通知）	第24条（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第25条（条文省略）	第25条（現行通り）
第26条（取締役会の決議の省略）	第26条（取締役会の決議の省略）
当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	第27条（業務執行の決定の取締役への委任）
	当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条（取締役会の議事録）	第28条（取締役会の議事録）
取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議	取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録

現行定款	変更定款案
事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。	に記載または記録し、出席した取締役が <u>これに</u> 記名押印または電子署名する。
第 28 条 (取締役会規程)	第 29 条 (取締役会規程)
取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第 29 条 (取締役の報酬等)	第 30 条 (取締役の報酬等)
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
第 30 条 (取締役の責任免除)	第 31 条 (取締役の責任免除)
1～2 (条文省略)	1～2 (現行通り)
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
第 31 条 (<u>監査役および監査役会の設置</u>)	第 32 条 (<u>監査等委員会の設置</u>)
当会社は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。	当会社は <u>監査等委員会</u> を置く。
第 32 条 (<u>監査役の数</u>)	(削除)
<u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u>	
第 33 条 (<u>監査役の選任</u>)	(削除)
<u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
第 34 条 (<u>監査役の任期</u>)	(削除)
<u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	
<u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u>	
第 35 条 (<u>常勤監査役</u>)	(削除)
<u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
第 36 条 (<u>監査役会の招集通知</u>)	第 33 条 (<u>監査等委員会の招集通知</u>)
<u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合</u>	<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の</u>

現行定款	変更定款案
には、この期間を短縮することができる。	場合には、この期間を短縮することができる。
2. <u>監査役</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査役会</u> を開催することができる。	2. <u>監査等委員</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u> を開催することができる。
第 37 条 (<u>監査役会</u> の決議方法)	第 34 条 (<u>監査等委員会</u> の決議方法)
<u>監査役会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役</u> の過半数をもって行う。	<u>監査等委員会</u> の決議は、 <u>監査等委員</u> の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第 38 条 (<u>監査役会</u> の議事録)	第 35 条 (<u>監査等委員会</u> の議事録)
<u>監査役会</u> における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>監査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。	<u>監査等委員会</u> における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印または電子署名する。
第 39 条 (<u>監査役会</u> 規程)	第 36 条 (<u>監査等委員会</u> 規程)
<u>監査役会</u> に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規程</u> による。	<u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会規程</u> による。
第 40 条 (<u>監査役</u> の報酬等)	(削除)
<u>監査役</u> の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
第 41 条 (<u>監査役</u> の責任免除)	(削除)
当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>監査役</u> （ <u>監査役</u> であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。	
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。	
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 42 条 (会計監査人の設置)	第 37 条 (会計監査人の設置)
(条文省略)	(現行通り)
第 43 条 (会計監査人の選任)	第 38 条 (会計監査人の選任)
(条文省略)	(現行通り)
第 44 条 (会計監査人の任期)	第 39 条 (会計監査人の任期)

現行定款	変更定款案
1～2 (条文省略)	1～2 (現行通り)
第 45 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 40 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 46 条 (事業年度) (条文省略)	第 41 条 (事業年度) (現行通り)
第 47 条 (期末配当金) (条文省略)	第 42 条 (期末配当金) (現行通り)
第 48 条 (中間配当金) (条文省略)	第 43 条 (中間配当金) (現行通り)
第 49 条 (期末配当金等の除斥期間) 1～2 (条文省略)	第 44 条 (期末配当金等の除斥期間) 1～2 (現行通り)
(新設)	附則
	第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第 17 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	2 第 17 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。
(新設)	第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置) 変更後定款第 14 条の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
	2 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。